

議案第44号

守谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

守谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年守谷市条例第7号）を次のように改正する。

第2条第8号中「第6条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
44号	1

提案理由（議案第44号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、改正箇所を引用している守谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、引用部分の条ずれを改めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
44号	2

守谷市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>

議案	44号
44号	3